

（尾灯）

**第三十七条** 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第三十七条の規定並びに細目告示第五十条、第二百八条及び第二百六条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車（最高速度二十キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車には、尾灯を後面に一個備えればよい。

二 尾灯は、次の基準に適合するものでなければならない。

イ 尾灯は、夜間にその後方三百メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

ロ 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

ハ 尾灯の照明部は、尾灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方十五度の平面及び下方十五度の平面並びに尾灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より尾灯の内側方向四十五度の平面及び尾灯の外側方向八十度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

三 尾灯は、前号（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、同号ハに係る部分を除く。）に掲げる性能（尾灯の照明部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあっては、同号ハの基準中「下方十五度」とあるのは「下方五度」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）であって乗車定員が十人未満<sup>けん</sup>のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号ハに規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては同号ハの基準中「外側方向八十度」とあるのは「外側方向四十五度」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

イ 尾灯は、前条第一項第二号の基準に準じたものであること。

ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上二・一メートル以下、下縁の高さが地上〇・三五メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上〇・三五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ）となるように取り付けられていること。

ハ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上二メートル以下となるように取り付けられていること。

ニ 後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられていること。

ホ 後面の両側に備える尾灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたも

のであること（後面が左右対称でない自動車の尾灯を除く。）。

へ 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

| 自動車                        | 条項                |
|----------------------------|-------------------|
| 一 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車  | 第三号イ及びニ           |
| 二 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された軽自動車 | 第一号<br>第二号ハ及び第三号ヘ |
| 三 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車  |                   |

3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

| 自動車                                   | 条項      | 読み替えられる字句                                                                           | 読み替える字句                         |
|---------------------------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 一 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車             | 第一号     | 後面の両側には、尾灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに幅〇・八メートル以下の自動車には、尾灯を後面に一個備えればよい。 | 後面には、尾灯を備えなければならない。             |
| 二 昭和四十四年三月三十一日以前に製作された自動車             | 第三号ニ    | 最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から四百ミリメートル以内となるように取り付けられていること。                             | 自動車の幅の五十パーセント以上の間隔を有するものであること。  |
| 三 昭和三十五年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までに製作された自動車 | 第一号ただし書 | 幅〇・八メートル以下の自動車                                                                      | 幅二メートル未満の自動車（旅客自動車運送事業用自動車を除く。） |
| 四 昭和四十八年十一月                           | 第二号イ    | 三百メートル                                                                              |                                 |

|                                       |      |                                                                                                         |                   |
|---------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 三十日以前に製作された自動車                        |      |                                                                                                         | 百五十メートル           |
| 五 昭和三十五年四月一日から昭和四十八年十一月三十日までに製作された自動車 | 第一号  | 二輪自動車                                                                                                   | 二輪自動車、側車付二輪自動車    |
| 六 平成八年一月三十一日以前に製作された自動車               | 第三号ロ | 上縁の高さが地上二・一メートル以下、下縁の高さが地上〇・三五メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上〇・三五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ） | 中心の高さが地上二メートル以下   |
| 七 平成八年二月一日から平成十七年十二月三十一日までに製作された自動車   | 第三号ロ | 上縁の高さが地上二・一メートル以下、下縁の高さが地上〇・三五メートル以上（セミトレーラでその自動車の構造上地上〇・三五メートル以上に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最高の高さ） | 上縁の高さが地上二・一メートル以下 |
| 八 平成十七年十二月三十一日以前に製作された自動車             | 第二号イ | あり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。                                                                         | あること。             |
|                                       | 第三号  | 前号（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同号ハに係る部分を除く。）に掲                                                  | 前号に掲げる性能          |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  |  | <p>げる性能（尾灯の照明部の上縁の高さが地上〇・七五メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、同号ハの基準中「下方十五度」とあるのは「下方五度」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）であつて乗車定員が十人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トン以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号ハに規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては同号ハの基準中「外側方向八十度」とあるのは「外側方向四十五度」とする。）</p> |  |
|--|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

4 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車については、第一項第三号イの規定にかかわらず、方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の後面の両側に備える尾灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造とすることができる。

5 平成十九年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添五十二 3・2 3・の規定は、適用しない。

- 6 平成二十三年十二月三十一日以前に製作された自動車については、細目告示別添五十二4・12・3・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示を改正する告示（平成十八年国土交通省告示第三百八十一号）による改正前の細目告示別添五十二4・12・3・の規定に適合するものであればよい。
- 7 平成十八年一月一日から平成二十一年七月十日までに製作された自動車については、細目告示別添六十四3・9・の規定は、適用しない。
- 8 平成十八年一月一日から平成二十一年十月十四日までに製作された自動車については、細目告示第五十条第一項、別添五十二2・13・及び別添六十四3・7・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十年国土交通省告示第千二百十七号）による改正前の細目告示第五十条第一項、別添五十二2・13・及び別添六十四3・7・の規定に適合するものであればよい。
- 9 平成十八年一月一日から平成二十三年二月六日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十一年国土交通省告示第七百七十一号）による改正前の細目告示別添五十二3・7・1・、3・22・及び3・23・の規定に適合するものであればよい。
- 10 保安基準第三十七条第三項及び細目告示第五十条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年七月二十二日から平成二十三年二月六日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 平成十八年一月一日から平成二十四年十月二十三日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添五十二3・27・の規定は、適用しない。
- 12 保安基準第三十七条第三項及び細目告示第五十条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十一年十月二十四日から平成二十四年十月二十三日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第四改訂版補足第三改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第四改訂版補足第二改訂版の規定に適合するものであればよい。